

「冬季節電プロジェクト（首都圏）」 実施規約

北海道電力株式会社（以下「当社」といいます）が実施する「冬季節電プロジェクト（首都圏）」（以下「当企画」といいます）は、お客さまが当企画実施規約（以下「本規約」といいます）を十分に理解し、同意していることを前提といたします。

なお、国が行う電気利用効率化促進対策事業（以下「国事業」といいます）の取扱いについては、別紙で定めるものといたします。

1. 対象となる期間

○検針日が毎月1日のご契約

2022年12月分（2022年12月検針日から2023年1月検針日の前日まで）、2023年1月分（2023年1月検針日から2023年2月検針日の前日まで）、2023年2月分（2023年2月検針日から2023年3月検針日の前日まで）および2023年3月分（2023年3月検針日から2023年4月検針日の前日まで）の電気のご使用期間を対象といたします。

○検針日が毎月1日以外のご契約

2022年12月分（2022年11月検針日から2022年12月検針日の前日まで）、2023年1月分（2022年12月検針日から2023年1月検針日の前日まで）、2023年2月分（2023年1月検針日から2023年2月検針日の前日まで）および2023年3月分（2023年2月検針日から2023年3月検針日の前日まで）の電気のご使用期間を対象といたします。

2. 対象となるお客さま

○次のいずれにも該当するお客さまを対象といたします。

- （1）本規約のすべて（別紙を含みます）に同意のうえ、「3. エントリー方法」の期間内に専用申込みフォームより参加のお申込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。
- （2）当社会員制Webサービス「ほくでんエネモール」（以下「エネモール」といいます）に会員登録していること。
- （3）2022年11月1日（火）時点で高圧または特別高圧供給にて当社とご契約いただいていること。
- （4）下記に当てはまらないこと。

<対象外条件>

- ・電気需給契約者（当企画のお申込者を含む）が国または独立行政法人の場合
- ・節電が困難なご契約（太陽光発電設備用のパワーコンディショナの電源需要等）の場合

3. エントリー方法

○2022年10月26日（水）から2023年1月20日（金）（以下「エントリー期間」といいます）の間に、エネモール内の専用申込みフォームから必要事項を入力の上、エントリーしていただきます。

○なお、当企画へのエントリーをもって、別紙で定める国事業に基づく節電プログラム（以下「国の節電促進プログラム」といいます）の内容について同意のうえ、参加申込みをしたものとみなします。

※当企画へのエントリーは原則電気需給契約者本人にて実施いただきますが、親会社や電気料金の支払者等電気需給契約者と密接な関係を持つ第三者のみ代行エントリーが可能となります。密接な

関係を持つ第三者にて代行エントリーを実施する場合は、電気需給契約者から本規約および国の節電プログラムの内容に同意することを確認いただいた上で、当企画にお申込みいただきます。

○また、当企画または国の節電促進プログラムのいずれか一つもしくは全部のエントリーのキャンセルはできないものといたします。

4. 削減量の計算

○当企画では、前年同月の1月あたりのご使用量(kWh)から当月の1月あたりのご使用量(kWh)を差し引いた残りの値を「削減量」として定義いたします。ただし、ベースラインとなる前年同月の1月あたりのご使用量がない場合は、前年同月の1月あたりのご使用量を2022年11月分(検針日が毎月1日のご契約は2022年11月検針日から2022年12月検針日前日まで、検針日が毎月1日以外のご契約は2022年10月検針日から2022年11月検針日前日まで)のご使用量に置き換えることといたします。

○2022年12月分、2023年1月分、2023年2月分および2023年3月分それぞれの月において削減量を計算いたします。

○複数のご契約が対象となる場合は、契約単位ごとに1月あたりのご使用量を比較いたします。

○当企画に参加いただいたご契約を解約された場合で、解約月の料金が日割計算となるときは、その月は特典進呈の対象外といたします。

5. 特典内容および特典進呈方法

○「4. 削減量の計算」で計算した削減量が前年同月比▲3%以上を達成すると、達成月単位で削減量に応じて1kWhあたり5円(税込)の特典を進呈いたします。

○特典の進呈は2023年5月末までを目途に実施いたします。

○特典の進呈方法は、当企画申込み時にあらかじめ確認させていただいたお客さまの銀行口座に、「1. 対象となる期間」で取得した特典の合計額をお振込みいたします。

○なお、達成状況および特典の合計額については、当企画申込み時にあらかじめ確認させていただいたお客さまの連絡先住所へお振込み前に郵送にてお知らせいたします。

6. 当企画の実施の変更・中断・中止・終了

○当社が必要と判断した場合には、当社は本規約を変更できるほか、当企画の実施の一部またはすべてを事前に通知することなく変更・中断・中止・終了することができるものといたします。

なお、変更・中断・中止・終了により対象者に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

○当企画および本規約の変更・中断・中止・終了の効力は、当社が当社ホームページ(エネモール含む)上に当該事実を掲載した時点または変更後の規約を掲示した時点ですべての応募者に生じるものといたします。

○当企画に関して、参加者は当社の運営方法に従い、一切異議を申し立てないものといたします。

7. 免責

○当企画実施における各種情報は、細心の注意を払って掲載していますが、当社は、提供する情報・プ

プログラム・各種サービス・その他当企画に関するすべての事項について、その完全性・正確性・安全性・有用性等について、いかなる保証も行わないものとさせていただきます。

○対象者または対象者に起因して第三者が被った下記の事例により発生した損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) ソフトウェアやハードウェア上の事故・火災・停電・通信環境の悪化・地震・事変等の不可抗力等により、当企画の応募に際して、事故が発生した場合
- (2) 当企画におけるシステムの保守を定期的あるいは緊急に行う場合
- (3) 第三者による当企画のサービスの妨害、情報改変等によりサービスが中断もしくは遅延し、何らかの欠陥が生じた場合
- (4) その他、当社が善良な注意を払ったにもかかわらず、予期せぬ事故が発生した場合

8. 個人情報の取扱い

○当社が保有する個人情報につきましては、下記に掲げる定款記載の事業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、アフターサービス、設備等の形成・保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用いたします。

- (1) 電気事業
- (2) ガス供給事業
- (3) 前各号に関するコンサルティングおよびエンジニアリング
- (4) 前各号に附帯関連する事業

9. 準拠法・管轄裁判所

○本規約は日本法を準拠法とし、本規約に定めがない事項については日本法に従い解釈されるものといたします。

○当企画実施に関して疑義が生じた場合、最終解释权は当社に帰属いたします。

○当企画に関連する一切の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

10. その他注意事項

○当企画の期間中または終了後に、当企画と同様または類似の施策を行う可能性があります。

○当企画は、他のキャンペーンとの併用ができない場合があります。

以 上

別紙

「冬季節電プロジェクト（首都圏）」実施規約 追加規約

『「冬季節電プロジェクト（首都圏）」実施規約 追加規約』（以下「本追加規約」といいます）は当社が実施する国の節電促進プログラムに関する取扱いを定めたものです。

1. 国の節電促進プログラムの内容

- 「3. 参加条件等」に定めるすべての条件を満たし、節電への取り組みに継続的に参加いただけたお客さまは、当社から国事業公募要領に基づく特典（以下「国特典」といいます）の付与を受けることができます。

2. 国の節電促進プログラムの期間

- 国の節電促進プログラムの期間は2023年1月1日（日）から2023年3月31日（金）までといたします。
- なお、国の節電促進プログラムへの参加申込みの受付期間は、国事業の事務局への参加特典申請手続きの関係から、2023年1月20日（金）までといたします。
- また、節電達成特典の対象となる期間は、本規約「1. 対象となる期間」のうち、2023年1月分、2023年2月分および2023年3月分の電気のご使用期間といたします。

3. 参加条件等

- 当社は、本規約「2. 対象となるお客さま」および下記の追加条件のすべてを満たし、同意したうえで参加エントリーをしていただいた場合に、本追加規約を適用いたします。
 - （1）すべての電気需給契約に関わる個人情報（需給契約名義、住所、電話番号、お客さま番号、供給地点特定番号、法人名、法人番号、業種等）を国事業の事務業務に必要な範囲で国事業の事務局へ提出することを同意いただくこと。
 - （2）要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得など不正に特典を取得しないこと。また、不正に特典を取得した可能性があるとして国事業の事務局が判断した場合、当社を通じた参加状況等の確認依頼に速やかに応じること。
 - （3）不正に特典を取得したことが発覚し、当社を通じて特典相当額の返還要請を受けた場合に速やかに返還に応じること。

4. 国特典の付与対象

- 「3. 参加条件等」を満たしているお客さまといたします。
- ただし、この要件を満たさない場合でも、当社が特典付与の対象とすることが適当と認めた時には、付与対象とすることがあります。

5. 国特典の内容

- （1）参加特典
 - ・当企画に参加いただき、国事業の事務局による審査を経て承認を受けた場合、電気需給契約者

が法人番号を有している法人のお客さま等のときは法人番号単位、電気需給契約者が法人番号を有していない個人事業主・団体等のお客さまのときはご使用場所（需要場所）単位で、参加特典（1 回限り）として 20 万円が付与されます。

※複数の需要場所を有するお客さまについては、お客さま本社所在地の電気需給契約を有する小売電気事業者から特典が付与されることが原則となります。よって、本社所在地の電気需給契約が当社との契約でない場合、当企画に参加することはできますが、参加特典は付与されません。

（2）節電達成特典

- ・「2. 国の節電促進プログラムの期間」の 1 月あたりのご使用量を前年同月の 1 月あたりのご使用量と比較し、3%以上のご使用量削減を達成したお客さまに限り、節電達成特典として 2 万円が付与されます。ただし、前年同月の 1 月あたりのご使用量がない場合は、前年同月の 1 月あたりのご使用量を 2022 年 11 月分のご使用量に置き換えることといたします。
- ・複数のご契約が対象となる場合は、契約単位ごとに 1 月あたりのご使用量を比較いたします。
- ・2023 年 1 月分、2023 年 2 月分および 2023 年 3 月分それぞれの月において達成可否を判断し、達成月のみ特典が付与されます。
- ・当企画に参加いただいたご契約を解約された場合で、解約月の料金が日割計算となるときは、その月は特典付与の対象外となります。

6. 国特典の付与時期および方法

- 「5. 国特典の内容」（1）の参加特典は、2023 年 3 月末日までを目途に当企画申込み時にあらかじめ確認させていただいたお客さまの銀行口座にお振込みいたします。
- なお、国事業の事務局による参加特典の審査結果については、当企画申込み時にあらかじめ確認させていただいたお客さまのメールアドレスへメールにてお知らせいたします。
- 「5. 国特典の内容」（2）の節電達成特典は、2023 年 5 月末日までを目途に当企画申込み時にあらかじめ確認させていただいたお客さまの銀行口座に、「2. 国の節電促進プログラムの期間」で取得した特典の合計額と本規約「5. 特典内容および特典進呈方法」で取得した特典の合計額を一括してお振込みいたします。
- なお、達成状況および特典の合計額については、当企画申込み時にあらかじめ確認させていただいたお客さまの連絡先住所へお振込み前に郵送にてお知らせいたします。

7. その他

- 本追記規約に記載のない事項につきましては、本規約によります。

以 上

付記 2022 年 10 月 26 日制定
2022 年 11 月 16 日改定
2022 年 11 月 25 日改定
2022 年 12 月 28 日改定